

第1回 定例会

令和7年度予算など42件を可決・同意

令和7年第1回定例会は2月25日に招集され、全ての案件を議決し3月27日に閉会しました。初日の本会議には、前年度比約90億円増で過去最大となる予算総額891億円の令和7年度各会計予算など41件が提案され、この中の18件が委員会に付託されました。最終日には市長から令和7年度一般会計補正予算（第1号）と、議員から意見書案1件が提案されました。ここでは、委員会付託された議案の委員会審査の概要などを報告します。提案された全ての案件の件名および審議結果は、最終面「令和7年第1回定例会の会議結果」をご覧ください。

本庁舎駐車場条例の制定について

令和6年3月に市役所周辺地区が市街化区域に編入されて、周辺の環境が大きく変化していく中にあっても、市役所の本庁舎や消防庁舎を利用する方が駐車場を適正に利用できる環境を確保するために、市役所を利用しない方からは駐車場使用料を徴収するなど本庁舎駐車場の管理方法などを定めるもので、賛成多数で原案可決されました。

総務常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 この時期に条例を制定する理由について伺います。

答 引き続き快適に安心して使える駐車場の確保が最大の目的で、10月に市役所南側芝生広場に開園予定の公私連携型保育所の園児の安全確保も必要です。条例化などには時間がかかるので、市役所利用者以外の駐車が増えるからではなく、早めに利用の適正化を図りたいためです。

問 条例制定後の大まかなスケジュールを伺います。

答 まず駐車場の入出庫ゲート設置について入札を行い、10月の運用開始に向けて駐車場の整備工事を進めます。併せて運用マニュアルなどを定めていきたいと思います。

問 保育所利用者の駐車場の利用方法を伺います。



本庁舎と本庁舎駐車場

答 保育所利用者優先駐車場として場所を確保し、送迎の際にご利用いただける運用を考えています。

問 障がい者駐車スペースの位置と運用方法を伺います。

答 現在の障がい者用駐車場3台分はシルバー人材センターのサポートを受けながら運用を続ける予定で、さまざまなニーズについては駐車場の区画線などを今後設計する際に検討していきたいと考えています。

問 パブリックコメントの意見や反映結果を伺います。

答 主に質問や運用面のご意見が多かったため、条例に反映するのではなく、運用方法を検討する際にご意見を取り入れる予定です。今後は広報やホームページなどで条例制定の目的や、市役所利用者は無料であるといった周知を図った上で事業を進めていきたいと考えています。

学校給食費に関する条例の一部改正について

一部改正について

小学校給食費を年額5万3200円から5万6900円に、中学校給食費を年額6万3千円から6万8400円に引き上げつつ、令和7年度の特例として保護者負担額は据え置くもので、賛成多数で原案可決されました。

問 文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

答 改定額の計算方法と保護者負担について伺います。

答 改定額は消費者物価指数を参考に算出しています。令和7年度の保護者負担額は、物価高騰に係わる学校給食費の特例として、現行の子ども1人当たり小学生が年額

4万9500円、中学生が年額5万9400円のままに据え置くこととし、改定額との差額は市が負担します。

問 栄養バランスや食材の品質、提供する量をどのように確保するのか伺います。

答 今後も食材価格の動向に応じた条例の見直しを行い、給食の品質確保に努めます。地場産食材の使用拡大にも積極的に取り組んでまいります。

問 食物アレルギーにより昼食を持参する場合や学校を欠席する場合の給食費の支払いについて伺います。

答 食物アレルギーなどの理由で給食の申し込みがない場合は支払いの必要はありません。一定期間学校を休む4営業日以前に申し出があった場合はその分を減額とし、事前の申し出がなく5日以上休んだ場合も5日目以降分を減額しています。

犯罪被害者等支援条例の制定について

制定について

犯罪被害者やその家族の円滑な日常生活や転居などに要する費用を助成し、見舞金の支給や法律相談なども行うための新たな条例案が提出され、全員賛成で原案可決されました。

総務常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 市の条例案と支援内容の特徴を伺います。

答 条例案は県のモデル条例を参考にしています。支援内容と支援額は先進市と若干差はありますが支援メニューはほぼ同様です。本市と同じ令和7年4月から施行する予定の厚木、大和、綾瀬、小田原の各市とともに先進市を参考に検討した中で、5市とも同様の支援内容にしています。

問 市が被害を確認する基準について伺います。

答 警察との連携を密に行いますので、被害届の警察への提出によって客観的に事実確認できると考えています。

問 支援の費用はいつ支払われますか。

答 県や国からの見舞金の支給はともにも後になってしまいますので、市の見舞金は申請後すぐに支払い、日常生活や転居などの費用は、領収書などを確認後に支払います。